

三重県ダンススポーツ連盟規約

第1章 総則

(名称)

- 第1条 1) 本連盟は、三重県ダンススポーツ連盟と称する。
2) 本連盟の英文字を、「Mie Dance Sport Federation」と称する。
3) 本連盟の通称を、「JDSF 三重県ダンススポーツ連盟」とする。
4) 本連盟の略称を、「JDSF 三重」とする。

(事務所)

- 第2条 本連盟の所在地は、会長宅におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 本連盟は公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF」という）定款に基づき、三重県のダンススポーツの統一組織として、ダンススポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達並びに社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- ① リンピック及び国体につながるスポーツ並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
 - ② 三重県におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
 - ③ JDSF 公認または承認等の競技会の開催及び支援
 - ④ JDSF が行う事業への協力
 - ⑤ 三重県体育協会への加盟及び関連事業への推進
 - ⑥ 三重県所属の会員及び競技選手等の登録管理
 - ⑦ 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
 - ⑧ 機関紙等刊行物の発行
 - ⑨ その他、三重県において本連盟の目的を達成するための必要な事業

第3章 加盟団体及び会員、代議員

(加盟団体)

- 第5条 JDSF 三重の加盟団体は、三重県内で活動し、本連盟に登録した JDSF 認定サークル、及び理事会で承認された団体とする。

(会 員)

- 第6条 1) J D S F三重の会員は、前条の加盟団体の会員とする。
2) J D S F三重は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する名誉会員、賛助会員をおくことができる。

(会 費)

- 第7条 1) 会員は、J D S F三重の総会において別に定めるところの会費を納めなければならない。
2) 会員は、J D S F三重を通じてJ D S Fへの会員登録を行い、J D S F所定の年度会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第8条 1) 会員は次の事由により資格を喪失する。
① 退会
② 死亡
③ 除名
④ 会費未納
2) 前項により資格を喪失した場合は、J D S Fの正会員あるいは一般会員の資格も喪失する。
3) 第1項の③の除名は次の場合とし、J D S Fの定款に従って決定される。
① J D S Fの定款または本連盟の規約に違反したとき
② J D S Fまたは本連盟の名誉を著しく傷つけ、または目的に違反する行為があったとき
③ その他除名すべき正当な事由があるとき

(代議員)

- 第9条 1) J D S F三重は、本連盟に登録した加盟団体ごとに代議員を選出する。
2) 選出する代議員は加盟団体からの代表者として、その人数を別途定める。

第4章 総会

(構 成)

- 第10条 1) 本連盟は最高意思決定機関として総会をおく。
2) J D S F三重の総会の構成員は、あらかじめ定められた代表者とする。

(権 限)

- 第11条 総会は次の事項について付議する。
① 理事及び監事選任または解任
② 事業報告書、収支決算書の承認

- ③ 事業計画書、収支予算書の承認
- ④ 規約の変更及び代議員の選出方法の変更
- ⑤ 解散及び残余財産の処分
- ⑥ その他必要と認められた事項

(開 催)

第12条 総会は定期総会として、毎会計年度終了後2か月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召 集)

- 第13条
- 1) 総会は理事会の決議に基づき、会長が召集する。
 - 2) 5分の1以上の構成員もしくは過半数の理事は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して総会の招集を請求することができる。その場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
 - 3) 本規約に反して、総会が正常に開催されない状態が続いた場合は、JDSF加盟団体規定に基づき、JDSFが臨時の総会を招集できるものとする。
 - 4) 総会を招集するには、総会の前2週間前までにその通知をしなければならない。

(議 長)

第14条 総会の議長と議事録署名人は、当該総会において出席構成員の中から選出する。

(議決権)

- 第15条
- 1) 総会における議決権は、構成員1名につき1個とする。
 - 2) 構成員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該構成員または代理人は、代理権を証明する書面を本連盟の提出しなければならない。
 - 3) 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理として評決を委任した者は、出席者とみなす。

(決 議)

- 第16条
- 1) 総会の決議は、構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該構成員議決権の過半数をもって行う。
 - 2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した当該構成員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - ① 役員解任
 - ② 規約の変更
 - ③ 解散またはJDSFからの脱退

- 3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第17条
- 1) 総会の議事については、議事録を作成する。
 - 2) 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第18条
- 1) 本連盟に、次の役員を置く。
 - ① 理事 15名以上20名以内
 - ② 監事 3名以内
 - 2) 理事のうち1名を会長とし、その他役職理事を置くことができる。
 - ① 常任理事 若干名

(役員を選任)

- 第19条
- 1) 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2) 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
 - 3) 特定の理事とその親族その他特別の関係にあるもの合計数は2名以内とし、かつ同様の関係者の総数は理事総数の30%を超えてはならない。
 - 4) 監事の中に、他の監事若しくは理事と親族その他特別な関係にあるものが含まれてはならない。

(理事の職務)

- 第20条
- 1) 理事は理事会を構成し、本規約及び総会議決に基づき、本連盟の業務を執行する。
 - 2) 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
 - 3) 役職理事は、会長の指示する業務を行う。

(監事の職務)

- 第21条
- 監事は本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
- ① 本連盟の財産の状況を監査すること。
 - ② 理事会に出席するなどして、理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ③ 財産の状況または業務執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会またはJDSFに報告すること。

(役員任期)

- 第22条 1) 本連盟の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
- 2) 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3) 役員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4) 役員は、再任されることができる。

(名誉役員)

- 第23条 1) 本連盟には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2) 名誉役員職務、任期、選任及び解任は、理事会において決議する。

第6章 理事会

(構成)

- 第24条 1) 本連盟に理事会をおく。
- 2) 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第25条 理事会は次の職務を行う。
- ①本連盟の業務執行
 - ②理事の職務の執行の監督
 - ③会長及び役職理事の選任ならびに解職

(召集等)

- 第26条 1) 理事会は定期的に会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事の3分に1以上から、会議に付すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時理事会を召集しなければならない。
- 2) 会長に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。
- 3) 理事会の議長は会長とする。第2項の場合は理事の互選とする。

(議決権)

- 第27条 1) 理事会における議決権は、理事1名につき、1個とする。
- 2) 当該理事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事及び他の理事を代理人として表決を委任した理事は、出席とみなす。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第29条 1) 理事会の議事については、議事録を作成する。
2) 出席した理事は、前項の議事録に押印する。

(加盟団体の管理)

第30条 1) 本連盟の加盟団体は、毎会計年度終了後3か月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、及び次年度事業計画書、収支予算書を本連盟理事会に報告しなければならない。また、臨時理事会を行った場合は、総会終了後2か月以内に全総会資料を本連盟理事会に報告しなければならない。
2) 本連盟理事会は、本連盟加盟団体の活動に不備がある場合、JDSFに報告するものとする。
3) 本連盟理事会は、前項加盟団体についてJDSFと協力して監査を行い、改善等を指導できるものとする。

第7章 会 計

(事業年度)

第31条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本連盟の第11条の③の書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第33条 本連盟の第11条の②については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第34条 会長は、第17条、29条、32条、33条の書類及び役員名簿を第2条に規定する事務所に3～5年間据え置くものとする。

第8章 JDSF正会員及びJDSFへの報告

(JDSF正会員)

第35条 本連盟は、JDSF正会員選出規則により選挙管理委員会を設置し、JDSF正会員を選出する。

(JDSFへの報告)

第36条 1) 本連盟理事会は、毎会計年度終了後3か月以内に総会議事録、役員名簿、及び第11条②、③の書類をJDSFに報告するものとする。

第9章 他団体への加盟、規約の変更及び解除等

(他団体への加盟)

第37条 本規約第4条に記載のない団体に加盟する場合は、JDSFの承認を得るものとする。

(規約の変更)

第38条 この規約は総会の決議によって変更することができる。ただし、事前にJDSF加盟団体規定に定められた手続きを経なければならない。

(解散もしくはJDSFからの脱退)

第39条 本連盟が、解散またはJDSFから脱退する場合は、総会にて決議するほか、次の第1号、または第2号のいずれかの手続きを経るものとする。

- ①本連盟会員総数の4分の3以上の賛成
- ②JDSF理事会の承認

規約制定：平成24年6月17日

この規約は、平成24年6月17日から施行する。